

山運輸第123号の2  
令和4年8月5日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

山形運輸支局長  
(公印省略)

「準特定地域における期間限定減車にかかる東北3県の対象地域の指定等  
について」(平成23年5月20日付け公示第9号)の一部改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知がありましたので、了知願  
います。

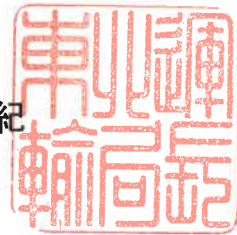
公 示

公示第33号

「準特定地域における期間限定減車にかかる東北3県の対象地域の指定等について」（平成23年5月20日付け公示第9号）を別添のとおり一部改正したので公示する。

令和4年7月29日

東北運輸局長 田中 由紀



# 公 示

公示第9号

準特定地域における期間限定減車にかかる東北3県の対象地域の  
指定等について

平成23年5月19日付け国自旅第64号通達「準特定地域における期間限定減車の  
取扱いについて」記1(1)、(2)に基づき、下記のとおり公示する。

平成23年5月20日

東北運輸局長 清 谷 伸 吾

## 記

### 1. 対象地域として指定する東北3県の準特定地域

県 別	準 特 定 地 域
岩 手 県	盛岡交通圏
	一関交通圏
宮 城 県	仙 台 市
福 島 県	福島交通圏
	郡山交通圏
	会津交通圏
	いわき市

### 2. 期間限定減車の適用期間

平成23年5月20日から令和5年7月31日まで

附 則

本件公示は、平成23年5月20日から適用する。

附 則（平成24年3月23日付け公示第73号）

本件公示は、平成24年3月23日から適用する。

附 則（平成25年3月14日付け公示第79号）

本件公示は、平成25年3月14日から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第98号）

本件公示は、平成26年1月27日から適用する。

附 則（平成27年3月16日付け公示第67号）

本件公示は、平成27年3月16日から適用する。

附 則（平成28年7月12日付け公示第25号）

本件公示は、平成28年7月12日から適用する。

附 則（平成28年10月3日付け公示第47号）

本件公示は、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成29年7月12日付け公示第23号）

本件公示は、平成29年7月12日から適用する。

附 則（平成30年7月27日付け公示第29号）

本件公示は、平成30年7月27日から適用する。

附 則（平成30年10月1日付け公示第44号）

本件公示は、平成30年10月1日から適用する。

附 則（令和元年7月31日付け公示第22号）

本件公示は、令和元年7月31日から適用する。

附 則（令和2年7月29日付け公示第25号）

本件公示は、令和2年7月29日から適用する。

附 則（令和3年6月1日付け公示第27号）

本件公示は、令和3年6月1日から適用する。

附 則（令和3年7月19日付け公示第41号）

本件公示は、令和3年7月19日から適用する。

附 則（令和4年7月29日付け公示第33号）

本件公示は、令和4年7月29日から適用する。